

物品購入に係る電子入札の日程等について

物品購入に係る電子入札の日程は、下記のとおりです。

令和 6 年 4 月から稼働した新しい電子入札システムに対応したため、公募型指名競争入札の一部日程に変更があります。

また、緊急を要する案件等については、下記の日程によらずに実施する場合があります。応札の際は、入札情報サービス画面の送信締切時刻を必ずご確認くださるようお願いいたします。

なお、例示の日付および曜日は、令和 6 年の暦によるものです。

記

1 公募型指名競争入札

(1) 設計金額が 1 千万円以上の物品の購入および製造請負

(1) 案件公開日時および参加申請書の受付開始日時 火曜午前 8 : 3 0	(例) 5 月 1 4 日(火) 午前 8 : 3 0
(2) 参加申請書の送信締切日時 (1)の翌週の水曜午前 1 1 : 3 0	(例) 5 月 2 2 日(水) 午前 1 1 : 3 0
(3) 入札書の受付開始日時 (2)の翌週の水曜午前 8 : 3 0 までの、契約課から送信した審査結果通知「資格あり」を受信したとき	(例) 5 月 2 8 日(火) 午前 8 : 3 0 までの、審査結果通知を受信したとき
(4) 入札書の送信締切日時 (3)の翌週の水曜午後 5 : 0 0	(例) 6 月 4 日(火) 午後 5 : 0 0
(5) 開札日時 (4)の翌日 (水曜) 午前 9 : 0 0	(例) 6 月 5 日(水) 午前 9 : 0 0
(6) (再入札を行う場合) 入札書の送信締切日時 (5)の翌日の木曜午後 5 : 0 0	(例) 6 月 6 日(木) 午後 5 : 0 0

(7) (再入札を行う場合) 開札日時 (6)の翌日(金曜) 午前9:00	(例)6月 7日(金) 午前 9:00
--	------------------------

- (2) 設計金額が80万円を超え1千万円未満の物品の購入および設計金額が130万円を超え1千万円未満の物品の製造請負

(1) 案件公開日時および参加申請書の受付開始日時 金曜午前8:30	(例)5月17日(金) 午前 8:30
(2) 参加申請書の送信締切日時 (1)の翌週の水曜午前11:30	(例)5月22日(水) 午前11:30
(3) 入札書の受付開始日時 (2)の2日後(金曜) 午前8:30までの、契約課から送信した審査結果通知「資格あり」を受信したとき	(例)5月24日(金) 午前 8:30 までの、審査結果通知を受信したとき
(4) 入札書の送信締切日時 (3)の翌週の火曜午後5:00	(例)5月28日(火) 午後 5:00
(5) 開札日時 (4)の翌日(水曜) 午前9:00	(例)5月29日(水) 午前 9:00
(6) (再入札を行う場合) 入札書の送信締切日時 (5)の翌日の木曜午後5:00	(例)5月30日(木) 午後 5:00
(7) (再入札を行う場合) 開札日時 (6)の翌日(金曜) 午前9:00	(例)5月31日(金) 午前 9:00

2 オープンビッド

- 設計金額が80万円以下の物品の購入(各担当課で発注するものを除く。)および設計金額が130万円以下の物品の製造請負

(1) 案件公開日時および見積書の受付開始日時 水曜午前8:30	(例)5月15日(水) 午前 8:30
(2) 見積書の送信締切日時 (1)の5日後(月曜) 午前8:30	(例)5月20日(月) 午前 8:30

(3) 開札日時 (2)と同日午前 9 : 0 0	(例)5月20日(月) 午前 9 : 0 0
(4) (再入札を行う場合) 見積書の送信締切日時 (3)の翌日の午前 8 : 3 0	(例)5月21日(火) 午前 8 : 3 0
(5) 開札日時 (4)と同日午前 9 : 0 0	(例)5月21日(火) 午前 9 : 0 0

3 入札辞退届の提出について

- (1) 公募型指名競争入札の参加申請書を送信した後で、参加を辞退する場合は、入札書の送信締切日時までに電子入札システムの「入札辞退届提出」の画面から、辞退届を送信してください。
- (2) 電子入札の各案件において、入札書（見積書）を送信した後で入札を辞退する場合は、契約課ホームページから「入札辞退届」をダウンロードし、開札日時までに契約課の窓口へ持参により提出してください（郵送および電送による提出は不可。）。

4 同等品承認書の提出について

電子入札の各案件において、同等品での参加が認められている物品について同等品で参加する場合は、次のとおり手続きを行ってください。

- (1) 契約課ホームページから「同等品承認書」をダウンロードする。
- (2) 担当課へ同等基準を満たすことが確認できる資料等を添えた同等品承認書を持参し、承認を得る（担当課の職員の押印が必要となりますので、担当課へ事前に連絡をしてください。）。
- (3) 開札日時までに、同等品承認書を契約課の窓口へ持参により提出する（郵送および電送による提出は不可。）。